

阪南市地域振興券 Q & A

番号	項目	質問	回答
1	全般	地域振興券の交付は、何のために行うのですか。	長引く食料品等の物価高騰による市民生活の負担増を踏まえ、市民生活を支援するとともに、市内の事業者を支援することで地域消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的として行うものです。
2	全般	地域振興券とした理由を教えてください。	物価高騰については、米に限らず、あらゆる食料品の価格が上昇していること、物価高騰の影響を受けた生活者の支援として、市民全員/全世帯への支援ができる公平性のほか、地域経済が回るまちをめざして地域内の消費の促進につながるなどを総合的に勘案して、本市においては「地域振興券」としました。
3	期間	いつ配布されるのですか。 近所の家には配達されたののうちにはまだ来ていない。	6月頃に、日本郵便株式会社のゆうパックにて配達予定です。不在票があればそちらにご連絡ください。 全世帯への配達を完了するのに最大で1カ月程度かかる見込みです。地区等の違いによって配達状況にバラつきがあるかもしれません。 7月になっても届かない場合は阪南市商工会(運営業務受託者)へご連絡ください。
4	期間	地域振興券が届く時に、自宅で受け取れない場合はどうすればいいですか。	日本郵便株式会社のゆうパックでのお届けとなります。不在票等の対応でも受け取れない場合には、阪南市商工会(運営業務受託者)に地域振興券が戻されますので、個々に対応させていただきます。阪南市商工会(運営業務受託者)にご連絡ください。
5	交付対象者	交付対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。	対象者は、令和8年4月20日において、住民基本台帳に記録されている方(外国人含む)です。
6	交付対象者	基準日が4月20日の理由を教えてください。	配布開始時期から逆算して、可能な限り最新の住民登録のデータを使用するため令和8年4月20日を基準日としました。
7	交付対象者	地域振興券を受け取るのは、誰になるのですか。	住民登録の世帯ごとに配布するため、各世帯分を一括して世帯主様宛に発送します。
8	交付対象者	4月20日に生まれた子供は交付対象者となりますか。	交付対象者となります。 4月21日以降に生まれたお子さんは、交付対象者になりません。
9	交付対象者	4月21日以降に亡くなった人は、交付対象者となりますか。	4月21日以降に亡くなられた人についても、交付対象者となります。
10	交付対象者	4月21日以降に引っ越し予定ですが、交付対象者となりますか。	交付対象者となりますので、日本郵便の転送サービスをご利用いただき、転居先への転送手続きをお願いいたします。
11	交付対象者	外国人は交付対象者ですか。	住民基本台帳に記録されている外国人は、交付対象者となります。
12	交付対象者	住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、交付の対象者とならないのでしょうか。	収入の状況に関わらず交付対象者となります。
13	交付対象者	世帯全員分あるいは世帯の一部の方の交付を辞退するには、どうすればよいでしょうか。	ゆうパックの受取拒否をいただくか、一部の交付を拒否される地域振興券を阪南市商工会(運営業務受託者)へ交付を拒否される旨(様式は問いません。)を添えてご返却ください。なお、交付を拒否される場合であっても本人確認書類の提示及び写しの提出をお願いします。
14	交付対象者	地域振興券の交付を受けるにはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。	申請いただくことなく、世帯主様へ世帯分を一括してお届けいたします。
15	地域振興券	地域振興券の交付金額と内容を教えてください。	1人あたり6,000円(1セット) 全店共通券:1,000円券4枚 小店舗専用券: 500円券4枚 ※ 小店舗 売場面積250㎡未満の店舗
16	地域振興券	地域振興券はどこで使えるのですか。	取扱店一覧(令和8年4月24日時点)を地域振興券に同封して配布しますので、ご確認ください。阪南市商工会のウェブサイトでもご確認ください。
17	地域振興券	地域振興券での支払に使用できないものは何ですか。	(1) 出資、金融商品、債務、税金、振込手数料、電気、都市ガス、水道料金、阪南市指定ごみ袋、学校諸経費、保育料などの購入 (2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (4) 公共料金の支払 (5) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入 (6) 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む) (7) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場などの不動産に関わる支払 (8) 現金との引き替え (9) その他、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの、本事業の趣旨にそぐわない物品の購入やサービスの利用等

## 阪南市地域振興券 Q & A

番号	項目	質問	回答
18	地域振興券	おつりは出ますか。	おつりは支払われませんのでご注意ください。
19	地域振興券	利用期間を教えてください。	令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水) ※利用期間以外にご利用いただけません。
20	地域振興券	地域振興券を紛失してしまった or 破いてしまった。	多少の汚れは問題ありませんが、再発行はできませんのでお金と同様に扱ってください。

【問い合わせ】 地域振興券コールセンター（事業受託者：阪南市商工会）

☎072-447-8908 住所：阪南市尾崎町35-4